

資料－5

令和3年度発注者支援業務等に関する説明会 ～暴力団排除に関する欠格事由の確認について～

令和2年12月11日（金）
関東地方整備局 総務部 契約課

本資料(暴力団排除に関する欠格事由)に係る問い合わせ窓口

- 担当: 国土交通省 関東地方整備局 総務部 契約課 調査係
 - 住所: 〒330-9724 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 (さいたま新都心合同庁舎2号館17階)
 - 電話: 048-601-3151(内線2521, 2524)
 - 電子メールアドレス: ktr-keiyakuka2@gxb.mlit.go.jp
- ※暴力団排除に関する欠格事由 以外の問い合わせについては、入札説明書等に記載されている照会窓口を参考してください。

1. 暴力団排除に関する欠格事由の確認について



制度の概要

I 平成23年度より発注者支援業務等に係る入札が、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」（以下「法」という。）第2条第7項に規定する民間競争入札の対象になりました。

発注者支援業務等とは、以下の業務をいいます。

- 発注者支援業務…… 積算技術業務、工事監督支援業務、技術審査業務
- 公物管理補助業務…… 河川巡視支援業務、河川許認可審査支援業務、ダム管理支援業務、堰・排水機場等管理支援業務、道路許認可審査・適正化指導業務
- 用地補償総合技術業務

II 暴力団排除に関する欠格事由 として競争参加資格に以下の要件を追加

- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この条において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（法第10条第4号）
- 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号又は次号のいずれかに該当するもの（法第10条第6号）
- 法人であって、その役員のうちに前各号のいずれかに該当する者があるもの（法第10条第7号）
- 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者がその事業活動を支配する者（法第10条第8号）
- その者の親会社等（その者の経営を実質的に支配することが可能となる関係にあるものとして政令で定める者をいう。）が前各号のいずれかに該当する者（法第10条第9号）

【参考】

○競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号）抜粋

第2条（定義）

7 この法律において「民間競争入札」とは、次に掲げる手続をいう。

- 一 公共サービス改革基本方針において選定された国の行政機関等の公共サービスについて、民間事業者の間において、これを実施する者を決定するための手続であって、第三章第二節の規定により行われるもの
- 二 第八条に規定する実施方針において選定された地方公共団体の特定公共サービスについて、民間事業者の間において、これを実施する者を決定するための手続であって、第三章第四節規定により行われるもの

2. 入札参加事業者が作成する書面等

入札参加事業者が作成する書面等の作成方法、提出時期、提出先及び提出方法等は、以下のとおりとなります。

① 誓約書

- ・提出媒体 : 電子データ又は書面
- ・提出時期 : 競争参加資格確認申請書提出時(申請書の一部として発注案件毎に提出)
- ・提出先 : 各手続実施事務所等(入札説明書参照)
- ・提出方法 : 競争参加資格確認申請書の提出方法による
- ・その他 : 入札参加事業者が設計共同体であるときは、すべての構成員の連名による誓約書を提出
押印を省略する場合は、本件責任者・担当者の氏名及び連絡先を記入する。
(※電子入札システムにて提出する場合は、記入不要)

② 入札参加事業者確認資料送付書

③ 確認用電子データ

- ・提出媒体 : 電子データ
- ・提出時期 : 入札説明書等で指定した期限(各年度に1度提出)
- ・提出先 : 関東地方整備局総務部契約課調査係
- ・提出方法 : 電子メールによる
(※②については、令和3年度業務より本紙の郵送を原則廃止)
- ・その他 : 記載内容に不備等があった場合には、当該資料については再提出可能
入札参加事業者が設計共同体であるときは、各構成員から自らに係るもののみ提出
押印を省略する場合は、本件責任者・担当者の氏名及び連絡先を記入する。

注)1 「①誓約書」は、各発注案件毎に作成・提出する必要があります。

注)2 「② 入札参加事業者確認資料送付書」及び「③確認用電子データ」は、各発注案件毎に作成・提出する必要はなく、関東地方整備局が発注する入札のいずれかに参加する入札参加事業者(設計共同体の構成員として参加している場合を含む。)について漏れなく1通ずつ提出されなければ足ります。

注)3 記載内容に疑義が生じた場合等必要に応じて、住民票の写し等の確認書類の提出を求めることがあります。

3. 暴力団排除に関する欠格事由の確認に係る注意事項 等



暴力団排除に関する欠格事由の確認に係る注意事項等について、以下のとおりまとめましたので手続きの参考としてください。

①入札契約権限を支店長等に委任している場合における誓約書等の差出人(名義)等について

→ 全国規模の会社等においては、入札契約権限を支店長等に委任しているケースがありますが、このような場合には、誓約書等の差出人(名義)は、支店長名等としたうえで、記載内容については本店(委任者)を含める形で誓約してください。

②「誓約書」、「入札参加事業者確認資料送付書」及び「確認用電子データ」の提出を忘れた場合にはどうなりますか。

→ 指定された期限までにこれらの書面等の提出が無い場合には、関東地方整備局競争入札心得第6条第1項第11号に該当する者として、当該者の行った入札は「無効」となりますので、ご注意ください。

③「誓約書」、「入札参加事業者確認資料送付書」及び「確認用電子データ」の提出先及び提出方法を教えて下さい。

→ 誓約書は、各発注案件毎に作成したものを各発注機関(事務所等)に電子入札システム又は書面により郵送(書留郵便等の配達の記録が残る方法に限る)等による方法により提出してください。

入札参加事業者確認資料送付書及び確認用電子データは、電子メールの添付資料として送信する方法により関東地方整備局総務部契約課に提出してください。

④「誓約書」、「入札参加事業者確認資料送付書」及び「確認用電子データ」の提出回数を教えて下さい。

→ 「誓約書」については、各発注案件ごと、「入札参加事業者確認資料送付書」及び「確認用電子データ」につきましては、関東地方整備局に対して1度提出すれば、当該年度に発注される関東地方整備局の他案件については提出する必要はありません。ただし、提出した資料に変更が生じた後、他の案件に参加を希望する場合は、再度の提出が必要になります。

3. 暴力団排除に関する欠格事由の確認に係る注意事項 等



暴力団排除に関する欠格事由の確認に係る注意事項等について、以下のとおりまとめましたので手続きの参考としてください。

⑤「入札参加事業者確認資料送付書」及び「確認用電子データ」の記載内容に誤謬等があった場合の対応について教えて下さい。

→ これらの書面等については、入札説明書で提出を義務づけていますが、記載内容等に誤謬等があった場合の修正については可能としております。

また、記載されたこれらの書面等の内容について、関東地方整備局総務部契約課から確認を行うための電話等を行うことがあります。

⑥「設計共同体」で参加する場合、提出書類は同様ですか。

→ 誓約書については、競争参加資格確認申請書の一部として、当該設計共同体及びすべての構成員の連名による誓約書を提出してください。

また、入札参加事業者確認資料送付書及び確認用電子データ(電子メールで提出)については、設計共同体であるときは、必ず、各構成員それぞれから自らに係るものと提出してください。